

# 大山崎町教育委員会議事録

—令和3年 教育委員会10月定例会—

大山崎町教育委員会

## 令和3年 教育委員会10月定例会 議事録

1. 日 時 令和3年10月28日(火)

開会 午前9時57分 閉会 午前10時26分

2. 場 所 大山崎町立中央公民館 別館第1研修室

3. 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 諸報告について

日程第3 (第36号議案) 大山崎町議会の議決を経るべき議案(大山崎町立岩崎運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について)について

日程第4 (第37号議案) 大山崎町立岩崎運動広場管理運営規則の一部改正について

日程第5 その他

4. 出席委員

教 育 長	馬 場 信 行
教育長職務代理人	吉 川 栄 一
委 員	南 顕 融
委 員	榎 本 和 彦
委 員	宮 本 佳 子

5. 欠席委員

なし

6. 事務局

教育次長、学校教育課長、生涯学習課長、生涯学習課参事兼中央公民館長、生涯学習課参事兼歴史資料館長、生涯学習課総括主幹兼文化芸術係リーダー、学校教育課主幹兼学校教育係リーダー、書記(学校教育課参与)

7. 傍聴者

なし

## 会 議 内 容

教育長

おはようございます。

委員の皆様には、先週に引き続き教育委員会議に出席いただきありがとうございます。ありがとうございます。

それではただ今から、令和3年大山崎町教育委員会10月定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、を議題といたします。

前回の会議録につきましては、既に各委員に署名をいただいておりますので、承認することといたします。

日程第2、諸報告を行います。

まず、私から報告させていただきます。

【教育長諸報告事項について説明（資料のとおり）】

次に、各所管課の報告をお願いいたします。

事務局

【学校教育課事業について説明（資料のとおり）】

10月13日、16日には中学校の体育大会と小学校の運動会がそれぞれ開催されました。コロナの感染予防のため種目を精選し、午前中のみの開催、また保護者等の観戦も制限するなどし、無事に終えております。

10月23日には延期としていた英検 Jr. 学校版を実施いたしました。2名が欠席しましたが、34名の受検者がありました。

10月24日から26日にかけて、大山崎中学校の3年生が修学旅行で岐阜高山方面へ行ってきました。

11月の予定ですが、1日には近畿市町村教育委員会研修大会、5日には小中一貫教育に係る先進地視察を予定しております。これらにつきましては、この後、その他の報告でご説明させていただきます。

18日から19日にかけて第二大山崎小学校6年生が修学旅行で和歌

山方面へ行く予定であります。

事務局

【生涯学習課事業（生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴史資料館、大山崎町体育館）について説明（資料のとおり）】

京都府に発出されていた緊急事態宣言が9月末で解除になりましたので、所管施設は通常どおり再開いたしました。

資料に記載している中で、10月30日に予定しておりますときめきチャレンジ推進事業につきましては、事情により、「消しゴムはんこ体験教室」を「クラフト教室」に内容を変更して実施いたします。

また、10月30日から11月9日まで開催する大山崎町文化のつどいにつきましては、コロナ感染予防対策として、昨年度に引き続き社会教育関係団体の活動紹介を行うパネル展示として実施いたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいまの報告に対する質疑がありましたら、ご発言ください。

質疑もないようですので、これで諸報告を終わります。

次に、日程第3（第36号議案）大山崎町議会の議決を経るべき議案（大山崎町立岩崎運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事務局

【（第36号議案）大山崎町議会の議決を経るべき議案（大山崎町立岩崎運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について）について資料に沿って説明】

本改正案については、町議会への提案日程の都合上、本日の定例会でお諮りするものですが、この後町長部局で行われる法令審査会を経て議会への提案となります。

法令審査会での変更、修正点がありましたら、次回の定例会で委員の皆様にご報告いたしますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第36号議案に対する質疑を行います。質疑がありましたら、発言を願います。

質疑がないようですので、討論を行います。

討論を終結して、採決を行います。

第36号議案 大山崎町議会の議決を経るべき議案（大山崎町立岩崎運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について）について第3期大山崎町教育振興基本計画の改定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第36号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4（第37号議案）大山崎町立岩崎運動広場管理運営規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事務局

【（第37号議案）大山崎町立岩崎運動広場管理運営規則の一部改正について資料に沿って説明】

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第37号議案に対する質疑を行います。質疑がありましたら、発言を願います。

質疑がないようですので、討論を行います。

討論を終結して、採決を行います。

第37号議案 大山崎町立岩崎運動広場管理運営規則の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第37号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5 その他を議題といたします。

まず、事務局から、その他報告事項があるようですので、説明をお願いいたします。

事務局

私からは2点ご報告させていただきます。

まず1点目、11月1日(月)の近畿市町村教育委員会研修大会の日程についてであります。

研修大会にご参加される委員のお手元に、行程のメモを配付させていただいております。

記載のとおりのご予定でご自宅にお迎えに上がりますので、ご予約の程よろしくお願いたします。

次に2点目、11月5日(金)の小中一貫教育にかかる視察研修についてであります。

お手元に配付しております「小中一貫教育にかかる宇治市教育委員会視察について(ご案内)」をご覧ください。

本研修の目的は、当初からご案内しておりますとおり、本町における保幼小中の連携を一層充実させるために、先進地を視察してその知見を得ることを目的としております。

行先は、宇治市生涯学習センター、本町からの参加者は、前川町長、馬場教育長、吉川教育長職務代理者、榎本委員、宮本委員、南委員、辻野教育次長、岩前指導主事兼係長、一ノ瀬指導主事、野田指導主事、私、上田の計11名でございます。

内容は、宇治市教育委員会様からの説明(約30分)、広野中学校様からのご説明(約60分)、その後、質疑応答で、計2時間を予定しております。

当日は残念ながら、コロナ感染予防のため学校現場への視察は叶いませ

んが、貴重な学びの機会となるものと考えております。

続けて、裏面をお願いします。

当日の日程についてであります。

当初は、9時頃の出発予定とお伝えしておりましたが、渋滞リスクを考慮し、少しご参集時刻を早めて8時45分に集合、8時50分の出発とさせていただきます。申し訳ありませんが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。集合場所は、役場1階ロビーとしております。

私からは以上です。

教育長 ただいまの報告事項について、各委員からご質疑がありましたらお願いいたします。

最後に、この他委員の皆様からのご発言がありましたら、お願いいたします。

委員 第二大山崎小学校外壁等改修工事の変更契約が議会の町議決を得られたとの教育長の報告の中で、町議会での厳しい審議があったと話されたが具体的にはどのような内容でしたか。

事務局 大きな問題とされたのは、この段階で各種劣化箇所や工事項目の大幅な数量増があったことで、当初の設計内容が甘かったのではないかというご指摘でした。

委員 議会での審議に対して、教育委員会からはどのように説明されましたか。

事務局 当初の設計段階では、地上からの目視による確認による積算でありましたが、実際の工事の進捗の中では、足場を組んで打診等を行ったり、高圧洗浄を実施したため、あらたなクラック箇所などが見つかったり、モルタルの落下があったものであると説明しました。

委員 実際に設計業者の見落としがあったということでしょうか。

事務局 設計段階での数量見込みが甘かった面もあるかもしれませんが、その点は事務局としても、さらに正確を期すべきであったと反省しております。

委員

変更工事の金額が大きい面もありますが、内容としては十分納得のいくものと考えられますので、事務局としての負い目を感じられることは必要ないと思います。

教育長

この他に、委員からのご発言がありましたら、お願いします。  
ないようですので、以上で本日の日程は、すべて終了とさせていただきます。

これをもって令和3年大山崎町教育委員会10月定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年10月28日

教 育 長 \_\_\_\_\_ (署 名)

教育長職務代理者 \_\_\_\_\_ (署 名)

委 員 \_\_\_\_\_ (署 名)

委 員 \_\_\_\_\_ (署 名)

委 員 \_\_\_\_\_ (署 名)

書 記 \_\_\_\_\_ (署 名)